

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 総則（第一条—第九条）	第一章 総則（第一条—第九条）
第二章 基本方針（第十一条—第十条の三）	第二章 基本方針（第十一条—第十条の三）
第三章 求職者及び求人者に対する指導等（第十一条—第十五条）	第三章 求職者及び求人者に対する指導等（第十一条—第十五条）
第四章 職業訓練等の充実（第十六条—第十七条）	第四章 職業訓練等の充実（第十六条—第十七条）
第五章 職業転換給付金（第十八条—第二十三条）	第五章 職業転換給付金（第十八条—第二十三条）
第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等（第二十四条—第二十七条）	第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等（第二十四条—第二十七条）
第七章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条—第三十条）	第七章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条—第三十条）
第八章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に關して事業主の講ずべき措置等（第三十条の二）	第八章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に關して事業主の講ずべき措置等（第三十条の二）
第九章 国と地方公共団体との連携等（第三十一条・第三十二条）	第九章 国と地方公共団体との連携等（第三十一条・第三十二条）
第十章 雜則（第三十三条—第四十一条）	第十章 雜則（第三十三条—第四十一条）
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則
(国の施策)	(国の施策)
第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、総合的に取り組まなければならない。	第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。
一～十三 (略)	一～十三 (略)
(新設)	(新設)
第八章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に關して事業主の講ずべき措置等	第八章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に關して事業主の講ずべき措置等
(新設)	(新設)
第三十条の二 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他雇用管理上必要な措置を講じなければならない。	第三十条の二 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
(雇用管理上の措置等)	(雇用管理上の措置等)

当該相談への対応に協力した際に事實を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

厚生労働大臣は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くものとする。

(国、事業主及び労働者の責務)

第三条の三 国は労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題

一
新
讀

3 事業主（その者が法人である場合にあつては、その役員）は、
自らも、優越的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する
言動に必要な注意を払うように努めなければならない。
4 労働者は、優越的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労
働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる
前条第一項の措置に協力するよう努めなければならない。

第三十条の四 第三十条の二第一項及び第二項に定める事項について

の争奪戦と事業主との間の競争については、個別労使間の競争争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条第一五五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第三十条の八までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)
第三十条の五 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、

第三十一条の二第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

(調停の委任) 第三十条の六 郡道府県労働局長は、第三十条の四に規定する分争

第三十条の二第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停) 第三十条の七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確

(新設)

第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）第三十条の六第一項」と、同法第二十条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安

- 16 -

定及び職業生活の充実等に関する法律第三十条の四」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第三十条の八 前二条に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第九章 国と地方公共団体との連携等

第三十一条・第三十二条 (略)

第十章 雜則

(助言、指導及び勧告並びに公表)

第三十三条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

五 第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。

第三十五条及び第三十六条第一項において同じ。)の規定に違反している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(資料の提出の要求等)

第三十五条 厚生労働大臣は、この法律(第二十七条第一項、第二十八条第一項並びに第三十条の二第一項及び第二項を除く。)を施行するために必要があると認めるときは、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求める

こととする。

第三十六条 厚生労働大臣は、事業主から第三十条の二第一項及び

(報告の請求)

第三十六条 厚生労働大臣は、事業主から第三十条の二第一項及び

第二項の規定の施行に関し必要な事項について報告を求めることができる。

2 | 都道府県知事又は公共職業安定所長は、職業転換給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(船員に関する特例)

第三十八条 この法律(第一条、第四条第一項第十四号及び第二項第一項、第八章(第三十条の七及び第三十条の八を除く。)、第三十三条、第三十六条第一項、前条第一項並びに第四十一条を除く。)の規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百三十号)第六条第一項に規定する船員(次項において「船員」という。)については、適用しない。

(適用除外)

3 | 船員に関しては、第三十条の二第三項から第五項まで、第三十条、第三十六条第一項及び前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と、第三十条の二第四項中「労働政策審議会」とあるのは、「交通政策審議会」と、第三十条の四中「から第三十条の八まで」とあるのは、「第三十条の六及び第三十八条第三項」と、第三十条の五第一項、第三十条の六第一項及び前条第一項中「都道府県労働局」とあるのは、「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第三十条の六第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは、「第二十一条第三項のあつせん員候補名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、第三十三条第二項中「第三十五条及び第三十六条第一項」とあるのは、「第三十六条第一項」と、前条第一項中「厚生労働省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。

3 | 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十条から第二十七条まで並びに第三十一条第三項及び

第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第三十条の六第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について準用する。この場合において、同法第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは、「調停員は」と、同法

(新設)

第八章 国と地方公共団体との連携等

第三十一条・第三十二条 (略)

第九章 雜則

(助言、指導及び勧告)

第三十三条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

(新設)

(資料の提出の要求等)

第三十五条 厚生労働大臣は、この法律(第二十七条第一項及び第二十八条第一項を除く。)を施行するために必要があると認めるときは、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(報告の請求)

第三十六条 (新設)

(新設)

第二十条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第三十条の四」と、同法第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、同法第二十七条中「この節」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十八条第三項において準用する第二十条から前条まで並びに第三十二条第三項及び第四項」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第三十二条第三項中「前項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十条の六第一項」と読み替えるものとする。

(適用除外)
第三十八条の二 第六条から第九条まで、第六章（第二十七条を除く。）、第三十条の四から第三十条の八まで、第三十三条第一項（第八章の規定の施行に関するものに限る。）及び第二項並びに第三十六条第一項の規定は国家公務員及び地方公務員について、第三十条の二及び第三十条の三の規定は一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第二条第五項に規定する隊員については、適用しない。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

- 2 四 第三十六条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(略)

第四十一条 第三十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
四 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(新設)